

○ アーケードの取扱いについて

(昭和37年12月25日島交第724号県警察本部長例規通達)

アーケード（日よけ、雨よけまたは雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）の取扱いについては、「アーケードの設置基準」（昭和30年2月1日国消発第72号建設省発住第5号警察庁発備第2号。国家消防本部長、建設事務次官および警察庁次長から都道府県知事、都道府県公安委員会委員長および5大市公安委員会委員長に対して発したアーケードの取扱いについてと題する通知「東京法令出版株式会社出版現行警察法規」参照）および別添「アーケード設置の許可等に関する連絡協議会規程」により処理することとしたから、次の事項に留意し誤りのないようにされたい。

記

- 1 アーケード設置の場所に関し、交通警察上留意を要する点は次のとおりである。したがって、今後設置されようとするものについては、あらかじめ当該申請の内容を審査し、必要と認める交通規制（車両の通行禁止）の日時、対象等について意見を具申し、指示を受けて地区協議会の審議または合議にかけること。
 - (1) 道路の一侧または両側に設けるアーケードは、歩車道の区別のある道路の歩道部分か、または車両の通行を禁止している道路であること。（基準第2項第1号イ）

道路の幅員は、車道幅員が11メートル未満の1、2級国道または道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要地方道もしくは市道でないこと。（基準第2項第1号ロ）

アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのない場所であること。（基準第2項第1号ハ）
 - (2) 道路の全面または大部分（道路中心線から2メートル以内に突出して設けるもの）をおおうアーケードは、車両の通行を禁止している道路であること。（基準第3項）

道路の幅員は、4メートル以上かつ8メートル以下であること。（基準第3項イ）アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのない場所であること。（基準第3項）
- 2 市町村道に設置されるアーケードは、地区協議会において審議し、または合議して許可の可否を決定するものであること。ただし、許可について疑義のあるものについては、事前に意見を具申し、指示を受けて地区協議会の審議または合議にかけること。
- 3 県道および国道に設置されるアーケードは、地区協議会において審議または合議を終わり、その結果を県協議会に進達し、県協議会はこれを審議または合議して許可の可否を決定するものであること。
- 4 アーケードの設置に関しては、次の規定によりそれぞれ許可、同意または確認等を要するものであること。

- (1) 道路交通法第77条第1項第2号（警察署長の許可を要する道路使用行為）
- (2) 道路法第32条第1項第4号（道路管理者の許可を要する道路占用行為）
- (3) 建築基準法第6条（建築主事の確認を要する建築物）
- (4) 建築基準法第44条第1項ただし書（特定行政庁（知事）の許可を要する公共用歩ろうその他これに類する公益上必要な建築物）
- (5) 建築基準法第93条（消防長または消防署長の同意を要する建築物の許可または確認）
- (6) 消防法第7条（消防長または消防署長の同意を要する建築物の許可、認可または確認）

別添

アーケード設置の許可等に関する連絡協議会規程
（協議会の設置）

第1条 アーケード設置基準（昭和30年2月1日国消発第72号建設省住第5号警察庁発備第2号）の実施と建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項但書に規定する「公共用歩ろうその他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、消防法（昭和23年法律第186号）第7条に規定するこれらに係る同意、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第4号に規定する「歩ろう、雪よけ、その他これらに類する施設」の許可及び道路交通取締法（昭和23年法律第130号）第26条第1項第4号による公安委員会の定める行為のうちこれらに該当するものの許可（以下「アーケード設置の許可等」という）に関する連絡及び調整並びに許可等に関する各機関の意見の統一を図るためにアーケード設置の許可等に関する連絡協議会（以下「協議会」という）を置く。

（協議会の構成及び組織）

第2条 協議会は、県協議会及び地区協議会とし、県協議会は土木部長、警察本部長、建築課長及び社会福祉課長（以下「本庁各機関」という。）で組織し、地区協議会は、土木出張所ごとに当該区域内の市町村長、土木出張書の建築主事、所轄警察署長、所轄消防長又は消防署長及び土木出張所（以下「地区各機関」という。）で組織する。

（協議会の所轄事務）

第3条 県協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) アーケード設置の許可等の権限が本庁各機関の何れかに属するものの当該許可等に関する連絡調整及び協議に関する事項
- (2) アーケード設置基準の実施並びに当該基準に対する制限の附加若しくは制限の緩和に関する事項
- (3) 前各号の外アーケード設置基準の運用その他に関し必要と認めた事項

2 地区協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) アーケード設置の許可等に関する権限が次のイからホまでに掲げる法律、規則又は訓令の規定により地区各機関に属するものであつて、且当該許可の権限が本庁各機関若しくは本庁各機関の何れかに属しないものの当該許可等に関する連絡

調整及び協議に関する事項

イ 消防法第7条の規定により消防長又は消防署長の同意を必要とするものの当該同意

ロ 道路法第32条第1項の規定により市町村道の管理者の許可に属するものの当該許可

ハ 島根県道路交通取締規則（昭和30年3月29日島根県公安委員会規則第6号）第42条第1項の規定により所轄警察署長の許可に属するものの当該許可

ニ 建築基準法令取扱手続（昭和26年島根県訓令第4号）第2条の規定により土木出張所の建築主事の確認に属するものの当該確認

ホ 島根県道路占用取扱手続（昭和28年島根県訓令第11号）第2条の規定により道路占用の許可が土木出張所長に委任されたものの当該許可

(2) アーケード設置の許可等の権限が地区各機関の何れかに属しないものの当該許可等についての意見の具申等に関する事項

(3) アーケードの指導及び検査に関する事項

(4) 前各号の外アーケード設置基準の実施について地区協議会において必要と認めた事項

（協議会の事務局）

第4条 協議会の事務を処理するため、次の区分によりそれぞれ事務局を置く。

県協議会 土木部道路課

地区協議会 土木出張所

（協議会の開催）

第5条 次の各号の一に該当する場合には、機関の何れかが自己の属する事務局に協議の内容を示して協議会の招集を請求しなければならない。

(1) 機関の何れかがアーケード設置の許可等に関する申請書を受理した場合、但し、第6条の規定により当該申請書を合議に附した場合を除く。

(2) 第6条の規定により合議に附したアーケード設置の許可等に関する意見が機関相互において異った場合

(3) 前各号の外本庁各機関又は地区各機関の何れかが第3条第1項又は第2項に規定する事項を審議するために必要と認めた場合

2 事務局は前項の請求を受けた場合において協議会開催の時期、場所及び協議の内容をそれぞれ関係機関に通知しなければならない。

（協議会の合議）

第6条 地区各機関の何れかがアーケード設置の許可等に関する申請書を受理した場合においては地区協議会を招集することなく当該申請者に別紙様式の合議書を添付し当該申請について権限を有する関係地区各機関に合議することができる。この場合において、当該申請の内容が既に他の機関の何れかによって合議され又は地区協議会において審議されたものである場合においては合議を必要としない。

2 地区機関の何れかが第5条第1項又は前項の規定により、地区協議会を招集し、又は他の機関の何れかに合議しようとする場合においては、あらかじめ、申請者に対し他の関係機関が当該申請の内容を審査するに足る図面、その他必要な書類を関

係機関に提出するよう指示するものとする。

3 第1項の規定により地区各機関の何れかが他の機関から合議を受けた場合においては当該申請の内容を審査し許可等に関する意見を附して、すみやかに返送するものとする。

4 第1項及び前項の規定は本庁各機関の場合に準用する。

(県協議会への進達)

第7条 地区協議会において審議し又は合議されたアーケード設置の許可等に関する申請が本庁各機関の何れかの許可等の権限に属するものである場合においては地区協議会の審議又は合議の終わった後関係本庁各機関に進達しなければならない。

(県協議会と地区協議会の関係)

第8条 県協議会は第3条第1項各号に掲げる事項を審議するために必要があると認めた場合においては関係地区各機関の出席を求めて意見を聴取することができる。

(消防長等の同意及び道路管理者と警察署長との協議)

第9条 アーケード設置の許可等に関し第5条第1項(第3号に該当する場合を除く。)又は第6条第1項若しくは第3項(同条第4項において準用する場合を含む)の規定によりした協議、又は合議は建築基準法第93条第1項から第3項までに規定する許可又は確認に関する消防長又は消防署長の同意、道路交通取締法第26条第4項から第5項に規定する道路管理者と警察署長との協議をしたものとみなす。

附 則

この規定は、昭和30年6月10日から施行し昭和30年2月1日以降において申請されたアーケードについて適用する。

